

(様式第1号)

大阪市後援名義使用申請書

令和2年2月28日

大阪市長 様

(申請者)

住 所

〒555-0024 大阪市西淀川区野里 2-16-24

氏 名

少年犯罪被害当事者の会 代表 武 るり子 印

連絡先電話番号 06-6478-1488

下記のとおり、事業を実施いたしますので、大阪市の名義使用について承認を申請します。なお、名義使用については、承認の条件を遵守します。

記

- 1 主催者名 少年犯罪被害当事者の会
- 2 事業名 少年犯罪被害当事者の会シンポジウム
「第22回 will～もうひとつのこどもの日～」
- 3 事業目的 少年犯罪被害当事者の現状を広く市民に知ってもらいたい。
最近でもいじめや凶悪な少年犯罪が後を絶たない。命に関わるような事件になる前に、それを防ぐには何が必要かを命の大切さを伝えながら考えたい。少年法改正18歳年齢引下げの議論がある中、なぜ改正が必要かをみんなで話し合いたい。
これ以上、子どもたちを被害者にも加害者にもしないために。
- 4 実施日時(期間) 令和2年10月10日(土)午後1時～5時
- 5 実施場所 大阪市立西区民センター
- 6 提出書類
 - (1) 事業概要
 - (2) 事業予算書
 - (3) 会の規約、会の名簿、第21回WILL資料
- 7 担当者氏名 武 るり子
連絡先電話番号 06-6478-1488

事業の概要

少年犯罪で命を奪われた子どもたちの追悼と、遺族の置かれた状況等を広く社会に訴えるとともに、少年事件について考えるシンポジウムで、今年で22回目となる。

今年のテーマ

少年犯罪について考える

出席者

法務省

弁護士

遺族

第一部 ○少年犯罪で殺された子供たちの追悼

○遺族からのメッセージ

第二部 ○パネルディスカッション

○支援センターの紹介

○学生スタッフ紹介

○黙祷・献花

(場所) 大阪市立西区民センター

会の規約

少年犯罪被害当事者の会規約

第1条 (名称)

この会は少年犯罪被害当事者の会と称し、平成8年12月21日より、事務局を大阪市西淀川区野里2-16-24におく。

代表を武 るり子とする。

第2条 (会員)

この会の会員は少年犯罪の被害者及びその家族で構成する。

第3条 (目的)

この会はこれ以上子供達を被害者にも加害者にもしないことを目的とする。

第4条 (運営委員)

この会に次の運営委員をおく

- 1 代表 1名
- 2 副代表 1名
- 3 会計 2名

会の名簿（令和 2.2 現在）

代表	武 りり子
副代表	宮田 幸久
会計	渡邊 佳子
会計補佐	竹治 早百合
会員	35 家族